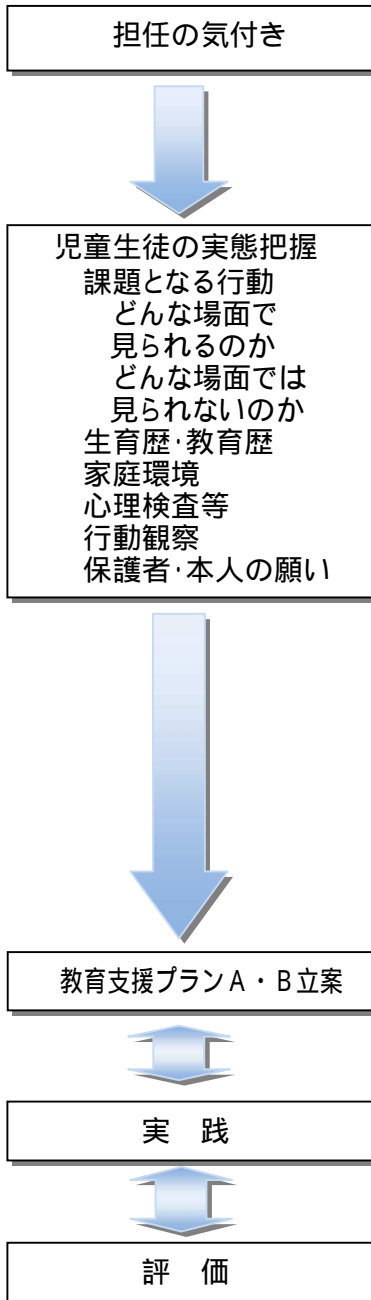


# 特別な支援を必要とする児童生徒への気付きと支援

1

## 「困っているのでは？」と気付いたら

### (1) 気付きから支援までの流れ



#### 担任の気付き

学級の中で「困っている子」に気付くことが支援への第一歩です。学習面や行動面で困難さを感じている児童生徒に気付き、周囲からの支援によってその困難さが軽減するのでは？という視点を持つことが大切です。

#### 児童生徒の実態把握

その児童生徒に見られる困難さの背景（理由）は何なのか、様々な角度から情報を集め、得られた情報を総合的に整理・解釈していきます。実態把握では、様々な場面での行動観察のほか、WISC- などの標準化された検査も大切です。その児童生徒の実態をより詳しく捉え、教員間で共通理解を図るためには、総合教育センターで作成した「ほんとうのわたしを見つけて Ver.2」\*4 も有効です。（総合教育センターホームページからダウンロードできます。）

実態把握に際しては、苦手なことや困った行動だけでなく、本人の好きなことや得意なことにも目を向けましょう。また、本人や保護者の願いも大切です。

#### 【心理検査について】

児童生徒にかかわる教員の主観だけに頼らず、客観的な指標で実態を捉えるという意味で、検査の活用は有効です。

しかし、検査は万能ではありません。あくまでも、検査時の、その子のある一面だけを切り出して見ている、ということをお忘れはいけません。

また、検査は、支援策を立てるための材料の一つであり、支援が必要と思われるすべての児童生徒に検査を実施したり、実施した検査の結果をもとに障害の有無を判断したりするといったものではありません。

#### 教育支援プランA・B立案（P39 -3 参照）

方針・方策の立案と計画の立案が担任任せにならないよう、特別支援教育コーディネーターを中心に、校内支援体制の中で取り組むことが大切です。必要に応じて、市町村就学支援委員会や地域の特別支援学校、専門機関との連携を図ります。

#### 実践

#### 評価

教育実践に際しては、達成可能な目標設定のもと、スモールステップで課題を設定するなど、教育支援プランに基づく配慮と支援を行います。なお、評価に際しては、目標の達成とともに、その手立てについての評価も重要な観点です。

### (2) 保護者との連携

教育支援プランA・Bの作成及び評価に際しては、保護者との連携が不可欠です。特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援方針等を説明し、共有化していきます。

保護者との連携を進める上では、以下のような観点が大切です。

保護者の願いと子供の見方      家庭での様子      生育歴や既往歴  
相談・療育歴      家族構成、家族の関係や生活パターン、生活環境など

参考・引用文献：「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」平成16年1月 文部科学省